令和 7 年 4月 1 日改訂

国士舘大学教育後援会　「夢をあきらめない」給付奨学生
募集要項（令和７年度）

この奨学金は、国士舘大学教育後援会会則第 4 条第 2 号に基づき、向上心に富み有能な素質のある学生が経済的理由により修学を断念することのないよう、修学上必要な学費を短期給付することにより、将来有為な人材の育成を支援することを目的とするものです。

本奨学金を希望する方は、この募集要項をよく読み、以下の申請手続きを行ってください。

1. 申請資格

以下の条件全てに該当すること。

⑴ 学生の学費負担者が本会会員であること。
⑵ 経済的事由により学資支弁が不可能な状況となり、修学を断念せざるを得ない学生
⑶ 夢を持ち、それをかなえるための意欲があり、社会貢献を希望している学生
⑷ 人物が優秀で成業（卒業）の見込みのある心身健康な学生
⑸ 国士舘大学学長等の推薦のある学生
⑹ 原則、過去に給付を受けていない学生

2. 奨学金額・支給期間

・原則、該当する学部学科の年額学費の 1/2 以内
・選考委員会が認めた場合、学期ごとに申請された学費の不足相当額、または年額学費
・支給期間は採用年度とし、次年度も給付を希望する場合は、新たに申請が必要となります。

3. 採用人数

本年度奨学金予算内

4. 給付方法

本教育後援会が給付金額を当該給付奨学生の学費として学校法人国士舘へ支払います。

5. 申請方法・募集期間

春期は 6 月～7 月末・秋期は 11 月～12 月末の募集期間中に、定められた大学担当部署を経て教育後援会事務局へ必要書類を提出してください。

6. 必要な申請書類

次の各号に揚げる所定の申請書類を揃えてください。

⑴ 給付申請書（様式第 1 号）
⑵ 成績通知書（※直近の成績証明書）
⑶ 家族の総収入の証明書

・学費負担者の令和５年度分　源泉徴収票（写し）等
・学費負担者の直近３ヶ月分の給与明細（写し）等

(4) 学長または学部長の推薦書（※申請時は不要）
(5) その他教育後援会会長が必要と認めた書類

7. 奨学金の併用

「夢をあきらめない」給付奨学金では、ほかの奨学金制度またはこれに準ずるものとの併用を妨げません。

8. 給付奨学生の選考・決定

申請書類に基づき書類選考を行い、選考基準を満たしたものは給付奨学生候補者として認定されます。なお、選考においては 4 年次及び 3 年次学生を優先的に配慮して審査します。給付奨学生候補者は、教育後援会奨学生選考委員会の面接選考を受け、教育後援会会長が決定します。面接の会場や日時の詳細は大学担当部署から別途通知します。

9. 選考結果通知

選考結果は、申請者全員に通知します。
・採用された給付奨学生には奨学金給付証を郵送します。

10. 本奨学生に正式採用されるための条件

採用された給付奨学生は、所定の期日までに誓約書（様式第２号）を提出してください。

11. 資格の喪失

給付奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、その資格を喪失します。

(1) 傷病その他の理由により学業の継続ができないとき
(2) 休学または退学したとき
(3) 除籍または懲戒処分を受けたとき
(4) 申請書類への虚偽記載等の不正の事実が判明したとき
(5) その他給付奨学生としてふさわしくない行為をしたとき

12. 奨学金の返還

給付奨学生としての資格を喪失したとき、当該学生は当該学期に給付された給付奨学金の金額を返還しなければなりません。

国士舘大学教育後援会　「夢をあきらめない」立替貸与奨学生
募集要項（令和７年度）

この奨学金は、国士舘大学教育後援会会則第４　条第２　号に基づき、向上心に富み有能な素質のある学生が、経済的事由により修学を断念することのないよう、学費を一時的に立替貸与することにより、将来有為な人材の育成を支援することを目的とするものです。

本奨学金を希望する方は、この募集要項をよく読み、以下の申請手続きを行ってください。

13. 申請資格

以下の条件全てに該当すること。

⑴ 対象者:本学大学生（本会会員）

⑵ 経済的事由により学資の準備が困難となり、修学を断念せざるを得ない学生

⑶　国又は、日本学生支援機構等からの給付金、貸与金及び還付金の支給を以て返済が可能な学生

⑷ 過去に本会より貸与を受けた学生は、貸与奨学金の全額返済が完了していること

14. 貸与額・貸与期間等

・国または日本学生支援機構から受ける給付金、貸与金及び還付金の額内

・無利子

・選考委員会が認めた場合、学期ごとに申請された学費の不足相当額、または年額学費

・貸与期間は採用年度とし、次年度も貸与を希望する場合は、新たに申請が必要となります。

15. 採用人数

本年度奨学金予算内

16. 貸与方法

本教育後援会の貸与金額は、当該貸与奨学生の学費として本会から学校法人国士舘へ立て替え払いします。

17. 申請方法

春期は 6 月～7 月末・秋期は 11 月～12 月末の募集期間中に、定められた大学担当部署を経て教育後援会事務局へ必要書類を提出してください。

18. 必要な申請書類

次の各号に揚げる所定の申請書類を揃えてください。

⑴ 貸与申請書（様式第１号）

⑵ 学長からの「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書」（国の修学支援制度対象者のみ）

⑶ 家族の総収入の証明書

・学費負担者の令和 5年度分の源泉徴収票（写し）等

・学費負担者の直近３ヶ月分の給与明細（写し）等

(4) その他教育後援会会長が必要と認めた書類

19. 奨学金の併用

「夢をあきらめない」貸与奨学金では、ほかの奨学金制度またはこれに準ずるものとの併用を妨げません。

20. 貸与奨学生の選考及び決定

(1) 選考

申請書類に基づき書類選考を行い、選考基準（日本学生支援機構第２　種奨学金の家計基準に準ずる）を満たしたものは貸与奨学生候補として認定されます。

(2) 決定

貸与奨学生の決定は、教育後援会奨学生選考委員会の面接選考を受け、教育後援会会長が決定します。面接の会場や日時の詳細は、大学担当部署から別途通知します。

なお、本学に入学予定の修学支援制度採用者については、教育後援会奨学生選考委員会の書類審査を受け、教育後援会会長が決定します。

21. 選考結果通知

選考結果は、申請者全員に通知します。

・採用された貸与奨学生には、立替融資に関する契約締結のための「契約書」を郵送します

22. 本奨学生に正式採用されるための条件

採用された貸与奨学生は、所定の期日までに契約書（様式第３号）を提出してください

23. 資格の喪失

貸与奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、その資格を喪失します。

(1) 傷病その他の理由により学業の継続ができないとき

(2) 休学または退学したとき

(3) 除籍または懲戒処分を受けたとき

(4) 申請書類への虚偽記載等の不正の事実が判明したとき

(5) その他貸与奨学生としてふさわしくない行為をしたとき

24. 奨学金の返還

貸与奨学生としての資格を喪失したとき、当該学生は直ちに貸与された貸与奨学金の金額を指定の期日までに返還しなければなりません。

以上

〔書類提出先〕
国士舘大学　学生・厚生課（各キャンパス）
対応時間：月 ～ 金曜日の 10:00 ～ 17:00
電話番号：03-5451-8114

〔お問い合わせ先〕
国士舘大学教育後援会　事務局
対応時間：月 ～ 金曜日の 10:00 ～ 17:00
電話番号：03-3418-2692